



スカパーJSAT

SAD-X3-23-001

ExBirdサービス 料金表

第8版
(令和5年5月)

スカパーJSAT株式会社

ExBirdサービス料金表 目次

通 則	-----	1
	1 料金の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 料金の計算方法	1
	4 消費税相当額の加算	1
	5 料金の減免	1
	6 月額料金の日割	1
	7 端数処理	2
	8 料金等の支払期日	2
第1表	月額サービス利用料	3
	1 適用	3
	2 データ通信プラン月額サービス利用料の額	5
	3 音声プラン月額サービス利用料の額	5
	4 インターネットプラン月額サービス利用料の額	6
	5 緊急地震速報プラン月額サービス利用料の額	6
	6 専用プラン月額サービス利用料の額	6
	7 EMIS接続利用時の利用料の額	7
第2表	終日障害受付サービス利用料	8
	1 適用	8
	2 終日障害受付サービス利用料の額	8
第3表	緊急地震速報配信サービス利用料	9
	1 適用	9
	2 緊急地震速報配信サービス利用料の額	9
第4表	VSAT登録料	10
	1 適用	10
	2 VSAT登録料の額	10
第5表	品目変更手数料	11
	1 適用	11
	2 品目変更手数料の額	11
第6表	VSAT登録解除手数料	12
	1 適用	12
	2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	12
	3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	12
第7表	解除料	13
	1 適用	13
	2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	13
	3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	13
第8表	作業料	14
	1 適用	14

2 作業料の額	14
第9表 違約金	15
1 適用	15
2 違約金の額	15
附 則	16

通 則

1 料金の適用

当社は、ExBirdサービスに係る料金を、このExBirdサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、利用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

- (1) ExBirdサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 - ア 約款第42条(月額サービス利用料の支払義務)
 - イ 約款第43条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)
 - ウ 約款第44条(緊急地震速報配信サービス利用料の支払義務)
 - エ 約款第45条(VSAT登録料の支払義務)
 - オ 約款第46条(品目変更手数料の支払義務)
 - カ 約款第47条(VSAT登録解除手数料の支払義務)
 - キ 約款第49条(作業料の支払義務)
 - ク 約款第56条(違約金)

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その月額サービス利用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額サービス利用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日にサービス利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の初日以外の日に料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - ウ 約款第52条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額サービス利用料	サービス利用開始日が属する月から毎月、当月分を翌月末
2 終日障害受付サービス利用料	終日障害受付サービスの利用を開始した月から毎月、当月分を翌月末
3 緊急地震速報配信サービス利用料	緊急地震速報配信サービスの利用を開始した月から毎月、当月分を翌月末
4 VSAT登録料	サービス利用開始日が属する月の翌月末または変更日が属する月の翌月末
5 品目変更手数料	変更日が属する月の翌月末
6 VSAT登録解除手数料	変更日が属する月の翌月末
7 解除料	VSAT地球局設備の数を減少した日が属する月の翌月末
8 作業料	実施日が属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

第1表 月額サービス利用料

1 適用

当社はExBirdサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別及び品目を定めます。

利用契約に係る月額サービス利用料の適用											
(1) 音声プラン	<p>当社は、音声プランの品目を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1音声識別ID</td> <td>通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、音声プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。</p>	品目	内容	1音声識別ID	通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。						
品目	内容										
1音声識別ID	通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号を伝送することが可能なもの。										
(2) データ通信プラン	<p>当社は、データ通信プランの品目を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ200k</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上、最大200キロビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>データ1M/4M</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大1メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>データ2M/8M</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>データ3M/10M</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、データ通信プランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。</p>	品目	内容	データ200k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上、最大200キロビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。	データ1M/4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大1メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。	データ2M/8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。	データ3M/10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。
品目	内容										
データ200k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上、最大200キロビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										
データ1M/4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大1メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										
データ2M/8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										
データ3M/10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										

<p>(3) インターネットプラン</p>	<p>当社は、インターネットプランの品目を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="402 257 1370 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 257 549 304">品目</th> <th data-bbox="549 257 1370 304">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 304 549 427">インターネット 1M/ 4M</td> <td data-bbox="549 304 1370 427">利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒まで(最大速度)の符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 427 549 584">インターネット 2M/ 8M</td> <td data-bbox="549 427 1370 584">利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 584 549 741">インターネット 3M/ 10M</td> <td data-bbox="549 584 1370 741">利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="402 741 1370 831">当社は、インターネットプランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	インターネット 1M/ 4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒まで(最大速度)の符号伝送が可能なもの。	インターネット 2M/ 8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。	インターネット 3M/ 10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。	当社は、インターネットプランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。	
品目	内容										
インターネット 1M/ 4M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒まで(最大速度)の符号伝送が可能なもの。										
インターネット 2M/ 8M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大8メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大2メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										
インターネット 3M/ 10M	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大10メガビット/秒(最大速度)まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒(最低速度)以上最大3メガビット/秒(最大速度)までの符号伝送が可能なもの。										
当社は、インターネットプランに係る電気通信回線の最大速度について保証しません。											
<p>(4) 緊急地震速報プラン</p>	<p>当社は、緊急地震速報プランの品目を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="402 1010 1370 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 1010 799 1057">品目</th> <th data-bbox="799 1010 1370 1057">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 1057 799 1214">緊急地震速報配信サービス</td> <td data-bbox="799 1057 1370 1214">人工衛星による電波中継において、契約者の指定する地点に対し、緊急地震速報を配信するサービス。緊急地震速報には、緊急地震速報(予報)、津波関連情報及び地震関連情報を含みます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="402 1214 1370 1534"> <p>①緊急地震速報(予報)の配信事項は、地震発生時刻、震源地、地震の規模、日本の主要各地の主要動(大きな揺れ)到達時刻と推定震度となります。</p> <p>②津波関連情報の配信事項は、津波警報・注意報、津波情報、津波予報となります。</p> <p>③地震関連情報の配信事項は、震度速報、地震情報、東海地震に関する情報となります。</p> <p>④緊急地震速報の付加情報サービスとして、緊急地震速報(警報)を配信します。緊急地震速報(警報)の配信事項は、地震発生時刻、震央地域、強い揺れが予想される地域名となります。但し、情報提供機関より提供される事項に変更があった場合は、その変更のとおり配信事項となります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	緊急地震速報配信サービス	人工衛星による電波中継において、契約者の指定する地点に対し、緊急地震速報を配信するサービス。緊急地震速報には、緊急地震速報(予報)、津波関連情報及び地震関連情報を含みます。	<p>①緊急地震速報(予報)の配信事項は、地震発生時刻、震源地、地震の規模、日本の主要各地の主要動(大きな揺れ)到達時刻と推定震度となります。</p> <p>②津波関連情報の配信事項は、津波警報・注意報、津波情報、津波予報となります。</p> <p>③地震関連情報の配信事項は、震度速報、地震情報、東海地震に関する情報となります。</p> <p>④緊急地震速報の付加情報サービスとして、緊急地震速報(警報)を配信します。緊急地震速報(警報)の配信事項は、地震発生時刻、震央地域、強い揺れが予想される地域名となります。但し、情報提供機関より提供される事項に変更があった場合は、その変更のとおり配信事項となります。</p>					
品目	内容										
緊急地震速報配信サービス	人工衛星による電波中継において、契約者の指定する地点に対し、緊急地震速報を配信するサービス。緊急地震速報には、緊急地震速報(予報)、津波関連情報及び地震関連情報を含みます。										
<p>①緊急地震速報(予報)の配信事項は、地震発生時刻、震源地、地震の規模、日本の主要各地の主要動(大きな揺れ)到達時刻と推定震度となります。</p> <p>②津波関連情報の配信事項は、津波警報・注意報、津波情報、津波予報となります。</p> <p>③地震関連情報の配信事項は、震度速報、地震情報、東海地震に関する情報となります。</p> <p>④緊急地震速報の付加情報サービスとして、緊急地震速報(警報)を配信します。緊急地震速報(警報)の配信事項は、地震発生時刻、震央地域、強い揺れが予想される地域名となります。但し、情報提供機関より提供される事項に変更があった場合は、その変更のとおり配信事項となります。</p>											
<p>(5) 専用プラン</p>	<p>当社は、専用プランの品目を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="402 1758 1370 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 1758 799 1805">品目</th> <th data-bbox="799 1758 1370 1805">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 1805 799 1928">専用128k</td> <td data-bbox="799 1805 1370 1928">利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒、他の伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒の割当を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	専用128k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒、他の伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒の割当を行うもの。						
品目	内容										
専用128k	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒、他の伝送方向の伝送速度が概ね64キロビット/秒の割当を行うもの。										

2 データ通信プラン月額サービス利用料の額

月額（単位:円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
データ通信プラン	データ200k	一のVSAT地球局設備毎	55,000
	データ1M/ 4M		90,000
	データ2M/ 8M		110,000
	データ3M/ 10M		130,000
<p>1 最低速度を変更(増速)する場合には、一のVSAT地球局設備毎に、以下の料金が追加となります。</p> <p>最低速度変更料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VSAT地球局設備への伝送方向又は他の伝送方向への伝送に係る最低速度の変更(増速)10kbpsあたり月額10,000円 <p>2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する等の目的で当社ハウジングサービスを利用する場合は、以下の料金が必要となります。</p> <p>ハウジングサービス利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の1ユニット:月額9,000円、2ユニット目以降1ユニットあたり:月額6,000円 			

3 音声プラン月額サービス利用料の額

月額（単位:円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
音声プラン	1音声識別ID	一のVSAT地球局設備毎	60,000
<p>一のVSAT地球局設備に音声識別IDを追加して付与する場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>音声識別ID追加利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> －1音声識別IDあたり・・・追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円 			

4 インターネットプラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
インターネットプラン	インターネット 1M/ 4M	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	インターネット 2M/ 8M		120,000
	インターネット 3M/ 10M		140,000
<p>1 最低速度を変更（増速）する場合には、一のVSAT地球局設備毎に、以下の料金が追加となります。</p> <p>最低速度変更料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VSAT地球局設備への伝送方向又は他の伝送方向への伝送に係る最低速度の変更（増速）10kbpsあたり月額10,000円 <p>2 音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>音声識別ID追加利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加する音声識別ID毎に月額10,000円 			

5 緊急地震速報プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

区分	利用VSAT地球局設備数	単位	月額サービス利用料
緊急地震速報プラン	1～4	一のVSAT地球局設備毎	30,000
	5～9		29,500
	10～14		29,000
	15～19		28,500
	20～24		28,000
	25～29		27,500
	30以上		27,000
<p>緊急地震速報（警報）の配信をご利用の場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>緊急地震速報（警報）利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一のVSAT地球局設備毎に月額20,000円 <p>地震速報自営端末設備に、構内通信網又は広域通信網を介してネットワーク端末設備を接続して利用する場合には、以下の料金が必要になります。</p> <p>ネットワーク端末設備接続料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク端末設備が1台以上100台までの場合：一の利用契約毎に月額30,000円 ・ネットワーク端末設備が101台を超える場合：一の利用契約毎に月額60,000円 			

6 専用プラン月額サービス利用料の額

専用プランは、あらかじめ指定した伝送速度に応じて適用します。

月額（単位：円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
専用プラン	専用128k	一の利用契約毎	260,000

- | |
|---|
| <p>1 VSAT地球局設備の数に応じて、以下の料金が追加となります。</p> <p>VSAT基本料</p> <ul style="list-style-type: none">・一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円 <p>2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する等の目的で当社ハウジングサービスを利用する場合は、以下の料金が必要となります。</p> <p>ハウジングサービス利用料</p> <ul style="list-style-type: none">・最初の1ユニット:月額9,000円、2ユニット目以降1ユニットあたり:月額6,000円 <p>3 音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>音声識別ID追加利用料</p> <ul style="list-style-type: none">・追加する音声識別ID毎に月額10,000円 <p>4 伝送速度を変更(増速)する場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>伝送速度変更料</p> <ul style="list-style-type: none">・伝送速度の変更(増速)16kbpsあたり月額27,500円 |
|---|

7 EMIS接続利用時の利用料の額

EMIS接続される場合の料金及び条件は、別に定めるとおりとします。

第2表 終日障害受付サービス利用料

1 適用

終日障害受付サービス利用料の適用については、約款第43条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)に定めるところによります。

2 終日障害受付サービス利用料の額

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
終日障害受付サービス利用料	一のVSAT地球局設備毎	5,000

第3表 緊急地震速報配信サービス利用料

1 適用

緊急地震速報配信サービス利用料の適用については、約款第44条(緊急地震速報サービス利用料の支払義務)に定めるところによります。

2 緊急地震速報配信サービス利用料の額

月額(単位:円)

区分	利用VSAT 地球局設備数	単位	月額サービス利用料
緊急地震速報配信 サービス利用料	1~4	一のVSAT地球局設備毎	30,000
	5~9		29,500
	10~14		29,000
	15~19		28,500
	20~24		28,000
	25~29		27,500
	30以上		27,000
<p>緊急地震速報(警報)の配信をご利用の場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>緊急地震速報(警報)利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 一のVSAT地球局設備毎に月額20,000円 <p>地震速報自営端末設備に、構内通信網又は広域通信網を介してネットワーク端末設備を接続して利用する場合には、以下の料金が必要となります。</p> <p>ネットワーク端末設備接続料</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク端末設備が1台以上100台までの場合:一の利用契約毎に月額30,000円 ネットワーク端末設備が101台を超える場合:一の利用契約毎に月額60,000円 			

第4表 VSAT登録料

1 適用

VSAT登録料の適用については、約款第45条(VSAT登録料の支払義務)に定めるところによります。

2 VSAT登録料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
VSAT登録料	音声プラン データ通信プラン インターネットプラン 緊急地震速報プラン 専用プラン	一のVSAT地球局設備毎	50,000

第5表 品目変更手数料

1 適用

品目変更手数料の適用については、約款第46条(品目変更手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 品目変更手数料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
品目変更手数料	音声プラン データ通信プラン インターネットプラン 緊急地震速報プラン 専用プラン	変更となる一のVSAT地球局 設備毎	50,000

第6表 VSAT登録解除手数料

1 適用

VSAT登録解除手数料の適用については約款第47条(VSAT登録解除手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
VSAT地球局設備ごとに、VSAT地球局設備利用開始日から、VSAT地球局設備利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日からVSAT地球局設備の最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第7表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第48条(解除料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
サービス利用開始日から、サービス利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日から最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第8表 作業料

1 適用

作業料の適用については、約款第49条(作業料の支払義務)に定めによるほか、次のとおりとします。

作 業 料
システム構築等の作業に適用し、その内容に応じて必要となる設計費、調達費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

2 作業料の額

項 目	区 分	作業料の額
1 設計費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
2 調達費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績(部品材料費を含みます)
3 保守・運用費	労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
	外注費	外注に要した実績
4 間接費	—	当該設計に係る設計費、調達費、据え付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

第9表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第56条(違約金)に定めるところによります。

2 違約金の額

単位	違約金の額
1分あたり(60秒未満切り上げ)	支払うべき月額サービス利用料の2倍相当額

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成25年2月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成25年8月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成30年5月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和元年10月15日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年3月31日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和3年8月5日より実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和5年5月2日より実施します。

資料名 ExBirdサービス料金表

資料番号 SAD-X3-23-001

平成 22年 4月 1日	第1版
平成 25年 2月 1日	第2版
平成 25年 8月 1日	第3版
平成 30年 5月 1日	第4版
令和 元年 10月 15日	第5版
令和 2年 3月 31日	第6版
令和 3年 8月 5日	第7版
令和 5年 5月 2日	第8版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
